



PRESS INFORMATION お知らせ

2024年2月16日
一般財団法人日本自動車研究所 認証センター
(JARI-RB)

EV/PHEV 用 AC 普通充電器製品認証基準の改訂のお知らせ

一般財団法人日本自動車研究所 認証センター(JARI-RB)は、2024年2月16日に表記認証基準を改訂し、2024年版を新たに制定致しましたので、改訂概要及び今後の各種手続き等について下記の通りお知らせ致します。

1. 改訂の概要

- ① 高出力な AC 普通充電器への対応のため、モード3充電に対する定格電流の適用範囲を30Aから50Aに引き上げ、出力の上限を6kWから10kWに引き上げました。
- ② 出力上限の引き上げに伴い、安全技術基準(JARI A 0101)の9.1.12項(電線接続端子の大きさ)と9.1.13項(ヒューズ端子の大きさ)についての規定を変更することにより、30A超の充電器に対する基準値を設けました(但し、30A以下の充電器に対する基準値の変更はありません。)
- ③ 引用規格・基準等の明確化、語句及び定義の統一などの編集上の修正を行いました。

2. 旧基準から新基準への移行措置について

旧基準(2014年版)は2025年3月末日をもって失効とします。また、2025年4月1日以降に発行する認証書は2024年版のみと致します。旧基準から新基準への移行は、2025年3月末日までに行ってください。

但し、この度の認証基準の改訂は、30A以下の充電器に対する影響がないことから、以下の取扱いとします。

(1) 旧基準で認証を取得済の30A以下の充電器

旧基準から新基準への移行のための特別な追加審査等は不要なので、2024年2月16日以降に発行する各種書類の記載は申し出に応じて順次新基準に変更することが可能です。

(2) 旧基準で審査を実施中の30A以下の充電器

旧基準から新基準への移行のための特別な追加審査等は不要なので、2024年2月16日以降に発行する各種書類の記載は申し出に応じて順次新基準に変更することが可能です。

(3) 2024年2月16日以降に審査の申込を希望する30A以下の充電器

新基準での受付のみとさせていただきます(前述の通り、30A以下の充電器に対する認証基準改訂の影響が無いため)。

- (4) 2024年2月16日以降に審査の申込を希望する30A超の充電器
- ・新基準による受付のみとなります。
 - ・申請の受付開始日を2024年3月15日とします。
 - ・第一次受付期間を2024年3月15日0時～3月22日17時とします(この間に提出頂いた申請書類が揃った時点で審査を受け付けます。)
 - ・第一次受付期間の申込状況等を踏まえ、別途第二次以降の受付の方法や時期を決定の上、公表致します。
- (5) 上述の(1)、或いは(2)に該当する30A以下の充電器について、上限電流を30A超に引き上げる変更を申請する場合
- ・新基準による受付のみとなります。
 - ・申請の受付開始日を2024年3月15日とします。
 - ・第一次受付期間を2024年3月15日0時～3月22日17時とします(この間に提出頂いた申請書類が揃った時点で審査を受け付けます。)
 - ・第一次受付期間の申込状況等を踏まえ、別途第二次以降の受付の方法や時期を決定の上、公表致します。

3. 新基準のご購入について

この度の新基準は、PDFファイルでの販売のみとなります。

5種類の基準文書を1セットとして販売しております。

日本語版:5,500円<消費税10%込>

英語版:16,500円<消費税10%込>

お申し込みの詳細は、https://www.jari-rb.jp/iso/isoevphev_doc/をご覧ください。

以上

■お問合せ先

一般財団法人日本自動車研究所 認証センター 審査部 製品認証 Gr 宛
E-mail: sninsho@jari.or.jp